

トラック奈良

4

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和6年]2024

No.360



ラッピングトラック「企業立地と宿泊立地は奈良県へ号」



公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

全日本トラック協会会長表彰受賞

公益社団法人全日本トラック協会 坂本克己会長から、トラック運送業の振興に努め業界の発展に寄与した功績により感謝状が授与されました。



▲ビッグ・カーゴ株式会社
代表取締役社長 中島 都志也 氏



▲株式会社モリタトランスポート
代表取締役社長 森田 博典 氏



▲株式会社平和商運
代表取締役社長 平原 博史 氏

全日本トラック協会会長表彰受賞	巻頭
理事会	2
貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会	4
総務委員会	6
適正化実施対策委員会	7
中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー	8
交通安全教育用器材を警察本部へ	9
大和郡山市PTAフェスティバルで交通安全啓発活動	10

■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	11
--------------------	----------------	----

■ 全ト協から	飲酒運転撲滅を目指して	12
	軽油価格調査集計表(2024年1月)	13

■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには	14
----------------	----------------	----

■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	16
-------------------	---------------	----

■ 奈ト協から	適正化事業・巡回指導報告書	18
	人事のお知らせ	19
	4月・5月の行事(予定)表	19
	トラックの構造上の特性	20
	事業用自動車事故事例No.104	21
	優良従業員表彰の推薦依頼について	22
	KIT事業の案内	24

	ラッピングトラックお披露目会	巻末
--	----------------	----

第293回 理事会

日時：令和6年2月28日(水) 午後0時40分～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

理事総数 27名 出席 24名 欠席 3名

5月の総会にむけての審議



▲塚本哲夫会長

冒頭、塚本哲夫会長があいさつ。元日に発生した能登半島地震で亡くなられた方々のご冥福

をお祈りするとともに被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げます。また1日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。県からの要請により、会員事業者に協力をいただき石川県各所に救援物資を輸送した。現在、「標準的な運賃」の見直し、『運輸審議会』で審議されている。ドライバーの賃上げ、物価高騰分など荷主への適正な価格の転嫁を行うため運賃表を改定して

運賃水準を平均約8%引き上げること。運賃算定根拠となる燃料費や燃料サーチャージの基準価格を120円に見直すことなどが審議されている。この答申を受け、国土交通省から告示が出される見通しであると聞いている。大手企業が賃上げしているなか、我々も置いていかれないよう慎重にすすめていかなければならない」と述べ、議事に入りました。

議事

審議事項は次の通りです。

- (1) 令和6年度事業計画書(案)、収支予算書(案)並びに資金調達及び設備投資の見込みについて 事業構成は、事故防止・交通安全対策事業、環境対策事業、災害時緊急輸送対策事業、公益社団法人全日本トラック協会への出捐事業、収益事業等の5つの事業を柱として、近年相次ぐ大規模自然災害に備えた緊急物資輸送体制の確立をさらに構築し、輸送の安全を最優先課題とすると説明。令和6年度協会一般会計収支予算書(案)、令和6年度奈良県トラック会館会計収支予算書(案)、令和6年度運輸事業振興助成交付金会計収支予算書(案)、令和6年度奈良・針トラックス



- テーション収支予算書(案)
令和6年度収支予算書総括表(案)、資金調達及び設備投資の見込みについて ⇒ 承認
- (2) 会員の入会(案)について ⇒ 承認

新たに3社入会されました

- 株式会社 拓進グループ
生駒市小平尾町386番地1
第6サンコウビルズ北館205
- 株式会社 友将商店
橿原市地黄町355-5
三和ハイツ202号室
- 株式会社 みなと運送機
大和郡山市北郡山町312-8
峠木材テナント102号室

報告事項は次の通りです。

- (1) 吉岡運送（株）代表取締役吉岡幹自氏（当協会理事）が近畿運輸局長表彰（自動車関係功労者）を受賞したことを報告した。



▲吉岡幹自理事

- (2) 令和6年能登半島地震に係る災害見舞金について、振り込んだことを報告した。
(3) ㈱中和コンストラクションとのトラック会館外壁及び屋

- 根修繕工事に伴う工事請負契約書締結について報告した。
(4) 使用貸借契約書締結について 奈良県・奈良県警察への交通安全教育用DVDなどの無償貸与について報告した。
(5) 各委員会報告について

【総務】

令和5年度第4回総務委員会の報告

【環境対策】

令和5年度事業概要の報告

【災害時緊急対策】

令和5年度事業概要の報告

【広報】

令和5年度事業概要の報告

- (6) 令和5年度会費の滞納及び雑損処理予定について報告した。
(7) 青年部会全国大会参加報告

について 2月16日、東京都の京王プラザホテルで開催され奈良県からは6名が参加したと報告した。

- (8) 奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策事業（第3弾）について 全て完了したことを報告した。

- (9) その他

- ・能登半島地震に際して1月2日、県の防災統括室から連絡を受け、1月5日には石川県に向けて緊急物資を輸送したことを報告した。
- ・協会職員の人事について 令和6年3月1日付けで1名、4月1日付けで1名、合計2名の採用を報告した。



出席されたのは次のみなさんです（社名・敬称略）

会長＝塚本 副会長＝中・森本（禎）、萩原 監事＝阪井・東口・壺井 相談役＝吉村
専務理事＝中林 常務理事＝松村 理事＝谷口・那須・廣瀬・巽・吉岡（幹）・吉岡（正）・乾・辻本・西川（直）・竹長・森本（好）・西川（武）・辰己・櫻本・山崎・原口・岸元・山口

第38回奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会

日時：令和6年3月5日(火) 午後2時～

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者（敬称略）：

〈委員長〉蓮花一己（学識経験者）

〈委員〉森田育浩（マスコミ関係者）、岡波圭子（一般消費者）、浦久保幸浩（労働組合関係者）

〈参考人〉川口宏幸（近畿運輸局 奈良運輸支局長）

〈オガバー〉釈迦戸久夫（近畿運輸局 奈良運輸支局 首席運輸企画専門官）

〈適正化事業実施機関〉塚本哲夫（本部長）、森本禎男（副本部長）

〈事務局〉中林専務理事、松村常務理事、森部長、井口係長

冒頭、塚本本部長は「2024年問題に対して各行政から背中を押されつつ、将来に向けての交渉に奔走している。そんななか



▲蓮花一己委員長

我々の業界もポイ捨て問題やモラルができていない部分がある。えりを正しながら今後に向けての交渉もしていきたい。運賃を上げて頂く交渉も大事だが、それを従業員や社内に還元していき、将来にわたって高い物流サービスを維持し、荷主さんの物流を止めていかないことが大切。そうしたことに気をつけつつ協会の運営をしていきたい」とあいさつ。

蓮花一己委員長は「高齢ドラ

イバーが増えて、そういう方が物流を担うことが増えてくる流れだと思う。高齢者に優しい車や物流を考えていかないといけない。また女性や外国人のドライバーも今後増えてくる。その方々にしわ寄せがいくようなことになっては本末転倒。いろいろな課題が次々と出てくると思うので、この委員会でも検討していきたい」と述べました。

議事の内容は以下の通りです。

議事1 令和5年度奈良県適正化事業実施機関の活動状況について

1. 適正化事業の公正・着実な推進

(1) 奈良運輸支局等との連携による速報制度及び労基特別巡回指導等への適切な対応並びに総合評価がD・Eなどの事業者重点化した巡回指導の実施【重点項目】

速報制度への対応について、令和5年4月～令和6年1月までは0件。総合評価がD・Eなどの事業者重点化した巡回指導を28件実施した。新規巡回指導は、10事業所（前年同期比1件減）に対して、事業施設の確認など早期の適正化を図った。労基特別巡回指導について2事業所（前年同期比と同数）に対して実施し、早期の適正化を図った。

(2) 働き方改革関連法や改正改善基準告示の周知及び改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底【重点項目】

令和6年4月に適用される改正改善基準告示について、リーフレットを活用し、周知に努めた。またトラックGメンの活動について周知を図り悪質な荷主情報の収集に努めた。

(3) 「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底【重点項目】

目標180件に対して90件の指導。実施率は50.0%。評価別ではAB評価が67件で74.4%。指導率のワーストは特定の運転者に対する特別な指導と事務局から説明。

(4) 法令順守の徹底や輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発活動の推進

法令遵守セミナーを1回、改正改善基準告示解説セミナーを5回開催し、法令遵守の徹底に努めた。また時間外労働の上限規制等、法令を遵守するよう全国実施機関が作成したエクセル管理表をHPに掲載し活用を周知した。

(5) 適正・円滑な苦情処理

事業者及び利用者からの21件の苦情に対し、適正かつ円滑な処理を行った。

2. ウイルス等の感染防止対策を踏まえた巡回指導の実施

ウイルス等の感染防止対策を図り、巡回指導を実施した。

3. 貨物自動車運送事業安全性 評価事業「Gマーク制度」の 積極的な推進及び協力【重点 項目】

令和5年12月15日現在、205事業所（166社）が認定され、認定取得率は25.7%（0.8ポイント増）となり、認定率25%の目標を達成した。令和5年度は新規8事業所、更新64事業所で72事業所が認定を受けている。また小規模事業所の取得意欲増進のため評価項目を細分化し、ゴールドGマークやWeb申請の導入を新設した。Gマークを取得していない事業者に対してはアンケート調査を実施した。

そのほか適正化事業指導員に対する研修及び更なる資質の向上、評議委員会の適切な運営、

優良事業所表彰、適正化事業情報誌「あすか」の発行、物流セミナーの開催、運行管理者試験対策講習会、初任運転者特別講習などについて事務局から報告。

主な質疑や意見

- ① 総合評価D・Eが28件から3件に減ったのはかなり改善されたと評価すべきこと。どんな助言をしたのか。➡必要な書類のチェックリストは毎回送っている。4月からの働き方改革や改善基準告示など事業者の方も意識をもちはじめたのでは。
- ② いろいろな苦情がきているが質の悪い苦情に対しての今後の処理はどうしているか。➡名義貸しは運輸支局

と相談しながら対応し、スマホの走行中の閲覧は事業者に連絡している。

- ③ Gマークを申請しない事業者には荷主へ要請することで前へ進まないか。➡下請けの場合だと運送会社から運送会社へは言いにくい。また工作上影響がないケースが多くて書類等の手間をかけることに見合うかどうか。一方で交通共済の保険料の割引（1%）が創設されておりはげみになる。
- ④ 待機時間を減らすことで待機場所がなくなるおそれはないのか。➡バッファゾーンをつくるなどが考えられるが解決は一筋縄ではいかない。



議事2 令和6年度奈良県適正化事業実施機関の活動指針（案）について

1. 適正化事業の公正・着実な 推進

奈良運輸支局と連携して、速報制度及び労基特別巡回指導へ適切に対応するとともに、総合評価がD・Eなどの事業者に重点化した巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図る。悪質な荷主の情報をトラックGメンに提供し、法に基づく措置を実施するため迅速な情報提供を図る。適正化事業指導員の増員や専任化の推進により、適切な頻度の巡回指導の実施に努める。実施目標件数は100事業所。

2. 貨物自動車運送事業安全性 評価事業「Gマーク制度」 の積極的な推進及び協力【重 点項目】

5年後の令和10年度には認定取得率30%以上を目指し、実態に応じた対策を推進する等、更なる取得促進に努める。

3. 適正化事業指導員に対する 研修及び更なる資質の向上 【重点項目】

適正化事業指導員の知識や技能の「見える化」を目指す。運行管理者等基礎講習の受講促進を図り、運行管理者の資格取得

を積極的に推進する。

評議委員会の適切な運営、その他の取組事項についても事務局から説明があった。

その他

・全日本トラック協会では国に要望を出し、S.A.やP.A.でのトラック用スペースを徐々に広げられている。道の駅の中でも大型のスペースを設けてほしいと働きかけをしているが、一般乗用車が大型車スペースへ停めたり、コンパネの不法投棄など課題もある。

第 4 回 総 務 委 員 会

日時：令和6年2月22日(木) 午後0時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：委員7名（中担当副会長は委員に含む）、役員2名、事務局4名 以上13名

議 事

(1) 令和6年度事業計画書(案)、収支予算書(案)並びに資金調達及び設備投資の見込みについて

- ・事業計画書(案)について、公益社団法人の4つの公益目的事業と収益事業等について説明し、物流の2024年問題への適切な対応、大規模自然災害に備えた緊急物資輸送体制の確立に重点をおいたこと、また会館1階の近畿交通共済協同組合奈良事務所が3月末に退去となるので、収益事業から賃貸の項目を削除したことを説明した。
- ・協会一般会計、奈良県トラック会館会計、運輸事業振興助成交付金会計、奈良・針トラックステーション会計の収支予算書(案)について説明し、協会一般会計では、トラック会館外壁及び屋根修繕工事費及び、業務で使用している事業者台帳のソフトウェア購入費を計上していること、運輸事業振興助成交付金会計では、「2024年問題」対応セミナーに30万円、エコタイヤ装着助成金は、40万円増額の480万円としたこと等を説明した。
- ・資金調達及び設備投資の見込みについて、借入れの予定及び設備投資の予定はないことを説明した。

(2) 令和5年度会費の滞納及び雑損処理予定について

令和6年2月19日現在の会費滞納会員及び令和5年度の雑損処理予定について報告した。

(3) その他

災害発生時における被災地への救援物資輸送車両の通行方法等について、4月の理事会で奈良県警察より教示予定であることを報告した。



第3回適正化実施対策委員会

日時：令和6年3月13日(水) 午後1時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：辰己委員長、委員8名、役員1名、事務局2名 以上12名

指導事項

近年の監査の状況と最近の法令改正について

近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門

首席運輸企画専門官付 守屋 良将氏



▲守屋良将氏

議 事



▲辰己委員長

(1) 巡回指導について

令和5年度の目標件数180事業所に対して、令和6年2月29日時点で98事業所の巡回指導を実施した。巡回指導項目別では、「特定の運転者に対する指導」が最も高い指導率であった。巡回指導を実施した前回評価D・E事業所34事業所のうち、32事業所がC以上の総合評価となったことを報告した。

(2) 安全性評価事業について

2023年度安全性優良事業所の認定結果について、新規申請9事業所を含む73事業所が申請し、72事業所が認定され、奈良県の認定事業所数は205件となった。県内事業所における認定取得率は25.7%となり、前年度比0.8ポイントの上昇となった。

(3) 表彰について

令和6年2月8日に令和5年度奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関優良事業所表彰式を挙行し、49事業所が受賞したことを報告した。

(4) 各種セミナー等について

第5回初任運転者特別講習、第2回運行管理者試験対策講習会、第37回物流セミナー、第4回と第5回の改善基準告示解説セミナー、IT活用セミナーを開催したことを報告した。

(5) 令和6年度奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関活動指針(案)について

巡回指導の実施目標件数を年間100事業所(上半期50事業所、下半期50事業所)を目標値とした。

全国実施機関の方針により、総合評価がD・Eの事業所を重点化した巡回指導を実施すること、また2024年問題対応セミナーの開催や、安全性評価事業の認定取得率を26.5%以上を目指し、取得促進に努めることなどを説明した。

また、3月と4月に採用の新入職員2名には、適正化事業指導員研修受講や運行管理者資格取得を積極的に推進することを説明した。



中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー

日時：令和6年2月26日(月) 午後1時30分～
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：6名

今あるデータも活用できる

IT機器活用やデジタルデータを活かして労働時間を短縮し、働き方改革に対応した「データ経営」を実現するためのセミナーを開催。近代経営システム研究所 代表の森高弘純氏が講演し、

点呼や請求書経費管理にITを活用したデモンストレーションもありました。主な内容は以下の通りです。



【第1部】(講演) 講師：近代経営システム研究所 代表 森高弘純氏

(1) ITの活用方法



▲講師の森高弘純氏

これからの事業経営に求められることは1. 働き方改革への対応、2. 人材の採用・育成・定着、3. 物流DX（デジタルトランスフォーメーション）による生産性の向上など。今すでにあるデジタコのデータを活用するだけで、生産性の向上につなげることができる。運転日報や発注書などもデジタル化すると残業時間や待機時間の「見える化」につなげることができる。こうしたデータを活用して勤怠や運行管理、請求書の発行など

につなげると作業の効率化を図ることができる。

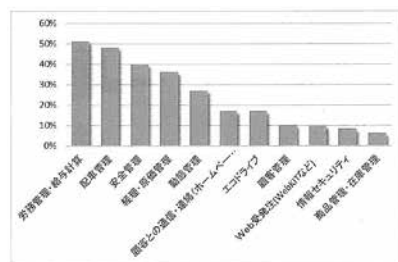
(2) データ経営による見える化の実現と活用事例

高知県の中型車19台を保有する会社では、配車・請求・勤怠・運行管理をサポートする統合クラウドシステムを導入。配車データがあるため、そのままクラウドから請求書を作成。配車表をデジタル化することで、1日の拘束時間13時間オーバーの人をリスト化するなど「見える化」を実現。目標を設定し、改善すべきポイントが分かりやすくなった。また千葉県的大型車44台を運行させている会社は30分以上の待機が発生すると発荷主に連絡し、発荷主から着荷主へ連絡を入れてもらえるよう要請。結果、待機時間を減らすことに成功している。

(3) セキュリティ対策

セキュリティ上の事故の95%はパソコンのメールでおきている。要注意なのは「ランサムウェア」による感染。基本的な対策はセキュリティソフトを入れて、メールによる感染の危険性を全社員に周知すること。また中古のパソコンではなく、新しいパソコンを使うほうがいい。

中小トラック事業者の情報活用



今後IT化を充実させていきたい業務領域（令和4年度全ト協アンケートより）

【第2部】デモンストレーション

森高氏の講義を受けて、配車管理システムと自動点呼ロボットのデモンストレーションを実施。(株)タイガーは「トラックメイトPro 4」について解説。配車管理システムやデジタコと連携することで請求書を発行する

こともできる。

(株)ナブアシストは自動点呼ロボットを活用して、業務前後の点呼をデモ。パソコンとつないで遠隔操作による点呼も可能なので、運行管理者の負担軽減になる。



▲自動点呼ロボットでデモンストレーション

交通安全教育用器材を警察本部へ

日時：令和6年3月15日(金) 午前10時～

場所：奈良県警察本部 交通部長室

公益社団法人奈良県トラック協会（塚本 哲夫 会長）は、地域の住民の方に対して行う交通安全教育に使用するスクリーンとプロジェクターを警察本部に届けました。

交通安全教育器材は、昼間街頭で使用できる「モバイル自立スクリーン」と狭い部屋でも使用出来る「ビジネスプロジェクター」です。

松井交通部長は、「平素から、トラック協会の交通安全活動への取組みに対し感謝申し上げます。交通事故を減少させるため、交通安全教育用器材をフルに有効活用させていただく。」と話をされました。



▲写真左から 塚本哲夫会長 松井高志交通部長



大和郡山市PTAフェスティバルで交通安全啓発活動

日時：令和6年3月20日(水) 午前10時～午後3時
場所：大和郡山市三の丸会館、駐車場

地域の交通安全意識の向上に日頃から積極的に取り組む藤俊運輸株式会社（北葛城郡河合町）は、大和郡山市PTA連合協議

会が主催した「第4回PTAフェスティバル」に参画。トラックの体験乗車を通じて、ドライバーからは見えない危険な死角

があることを子供達に知ってもらう啓発活動を行いました。



▲死角を可視化するためにヒモを利用



▲会場で配布した啓発パンフレット

児童らにトラックの死角を周知



▲あいさつする上田清市長

体験乗車のスペースには開会直後から子供達が次々と訪れ、

運転席に座って死角を可視化するため車体から路面に向かって張ったヒモが運転席から見えないことを確認していました。「ヒモが見えるかい」と問いかけ、子供達が「見えないよ」と答えると下車させヒモを示しながら「これが運転席から見えない所だよ。」などと説明していました。

開会式ではPTAフェスを後援した大和郡山市の上田清市長

が「地域の皆様の多大なご尽力によってこのような盛大な地域交流の催しを開くことができ深く感謝申し上げます」とあいさつ。同社の廣瀬誠常務は「今後も地域の交通安全の実現に貢献していきたい」と力を込めました。

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

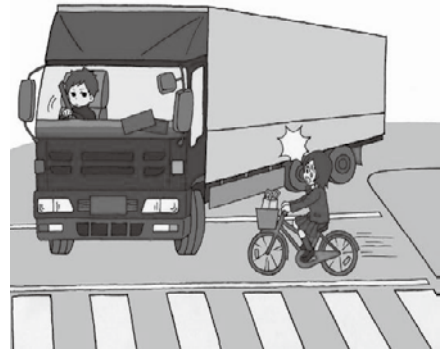
3月15日現在(概数)

区分	令和6年	令和5年	増減数	備考
総件数	7,453 件	7,560 件	-107 件	1日に約 99 件
人身事故件数	477 件	521 件	-44 件	1日に 6 件
死者数	3 人	4 人	-1 人	約25日に 1 人
負傷者数	571 人	628 人	-57 人	1日に約 8 人
物損事故件数	6,976 件	7,039 件	-63 件	1日に約 93 件

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

3月15日現在(概数)

区分	令和6年	令和5年	増減数
総件数	360 件	372 件	-12 件
人身事故件数	17 件	20 件	-3 件
死者数	1 人	1 人	0 人
負傷者数	24 人	30 人	-6 人
物損事故件数	343 件	352 件	-9 件



3 マナーアップ大和路2024について

県警察では「**マナーアップ大和路2024**」と称して、

交通安全「やまとじ」

- ① **や** 夜間に目立つ反射材、前照灯の早め点灯と上向き点灯
- ② **ま** 待った、飲酒運転。ハンドルキーパーで安全・安心
- ③ **と** 止まってゆずろう、横断歩道は歩行者優先
- ④ **じ** 自転車は車の仲間、ルールを守って安全運転



の実践を呼び掛けています。

皆様にも交通安全「やまとじ」の実践を広めていただき、
交通事故を減らすために御協力をお願いいたします。



飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転がドライバーに及ぼす影響

懲役・失業・生活崩壊!!

飲酒運転をしたドライバーに対する罰則は、懲役などの厳しいものとなっており、その結果、解雇や失業、更には生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。

飲酒運転に対する罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき
0.25mg以上

25点

免許取消し
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき
0.15mg以上、0.25mg未満

13点

免許停止
(90日)

* 上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 → 15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の懲役

負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

社内の懲戒規定による処分

飲酒運転は社内の懲戒規定でも厳しく処分されます。懲戒規定については、大きく分けて次の2つのケースがあります。

- 就業規則等で明確に「懲戒解雇」等の処分を定めているケース

就業規則

(目的)

第1条 この就業規則は、〇〇運輸株式会社が企業秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって会社の発展と従業員の地位向上を期すために、従業員の就業その他に関する事項を定めたものである。

中略

(解雇)

第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。

1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。

(以下、略)

- 懲罰委員会等で審議した上で処分を決定するケース

交通事故処理規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇物流株式会社の従業員が交通事故等を起こした場合の処理について定める。

中略

(悪質違反に対する措置)

第24条 従業員が飲酒運転等の悪質違反を行った場合は、懲罰委員会において、乗務禁止、出勤停止、解雇等の処分を審議の上、会社に上申するものとする。

● 懲戒処分の規定制定上の留意点

- ・ 労働組合や従業員の代表と事前に協議を行い合意を得ておく。
- ・ 懲戒処分が制定されたら、速やかに全社に制定の目的や内容等について広報し、周知徹底を図る。

軽油価格調査集計表(2024年1月)

令和6年2月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2024年1月

単純集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	127.60	114.47	125.74

2024年1月

元売別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	127.08	114.88	128.79
出光昭和シェル	137.17	115.35	121.25
キグナス		113.60	
コスモ	121.43	113.58	124.65
その他	126.98	114.42	125.47

2024年1月

月間購入量別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	129.11	114.86	126.08
30～50キロリットル未満	123.33	115.03	120.00
50～100キロリットル未満	121.03	114.91	
100キロリットル以上	131.80	109.43	

2024年1月

支払期限別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	119.50	114.05	124.47
30～60日未満	128.60	114.36	125.99
60日以上	141.00	117.13	

軽油価格推移表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

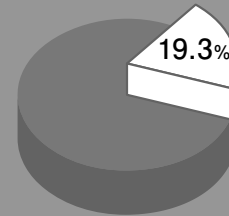
	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2023年9月	133.48	119.93	127.55
2023年10月	123.15	109.56	121.41
2023年11月	123.48	112.04	122.61
2023年12月	127.55	114.57	122.51
2024年1月	127.60	114.47	125.74

※消費税抜きの価格となります。

重大な労働災害を防ぐためには

2

トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害



「トラック・荷台等での荷崩れ」による死亡災害事例を分析すると、「積みおろし時における被災」がこれら事例の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛^{こばく}が不適切だった例が多く見られました。通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

事例 1 固定ベルトを外した途端に多くの角材が落下（死亡災害）



被災者は、トラック（ウイング車）の積荷である角材180本の束の積み付け状況を点検していました。角材はラッシングベルトで固定されていたものの、点検のためベルトを緩めたところ、角材の束が崩壊し、被災者は角材の下敷きになりました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

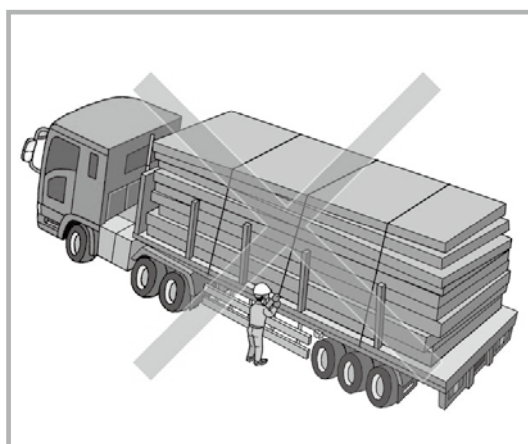
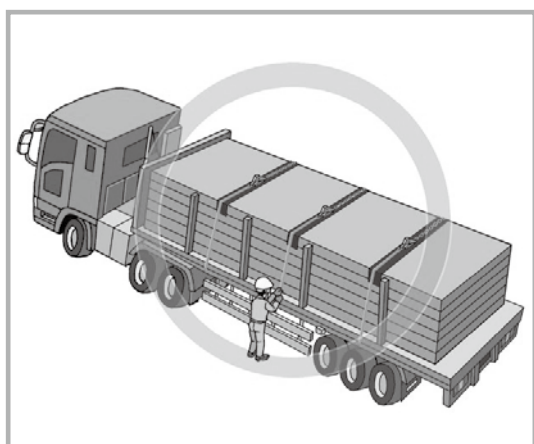
事例 2 ドラム缶とともに転落。ドラム缶が被災者に直撃（死亡災害）



被災者は、積載されているドラム缶を、トレーラーコンテナの奥からフォークリフトのあるトラック荷台側面に移動させる作業をしていましたが、コンテナから地面へドラム缶とともに転落し、ドラム缶が被災者に直撃しました。なお、コンテナ内部の底面には雪が残っており、非常に滑りやすい状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対 策 積付け時には、積荷の状態を確認すること(積みおろし配慮)



ひとこと アドバイス

荷崩れが起きやすいような形で積付けが行われると、積みおろしの際に非常に危険です。積みおろし担当者が安全な積みおろしができることを前提に、積付け時の積みおろし配慮を行いましょ。

また、荷崩れを防ぐために、適切な固定・固縛を行うなど、適正な方法で荷を固定させることが非常に重要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 積荷の状態に応じて作業指揮者を定めましょう
- ▶ 荷の固定・固縛方法に係る研修を実施しましょう
- ▶ 積付け・積みおろし時に渡し板等が必要な場合には、板の脱落防止や荷の滑り止め措置を実施しましょう
- ▶ トラックの走行途中で積荷の固定・固縛方法を点検しましょう
- ▶ 荷崩れに繋がりがりやすい荒い運転(急制動、急発進、急旋回など)をしないようにしましょう
- ▶ 荷台のあおりやウイング等を動かす際には、事前に荷が立てかけられていないかを確認しましょう



参考資料

「安全輸送のための積付け・固縛方法」では、荷崩れを防ぐための積付け・固縛時の注意点などについて紹介していますので、参考にしてください。

資料提供：公益社団法人全日本トラック協会



ファースト
ステージ 令和6年 4/1月～9/30月

令和6年度
**自動車共済
新規獲得
推進キャンペーン**

入賞条件

A・Bの各部門別に上位3位までの地域へ
表彰及び副賞を贈呈

A 新規契約事業者数部門

B 自動車共済契約掛金部門

特賞

新規事業者の紹介1件成立につき、
ご紹介いただいた組合員様に

選べるギフト進呈

ご契約についてのお
問い合わせや
ご相談は下記まで
お電話ください。

営業課(本部)

河北事務所

泉州事務所

奈良事務所

和歌山事務所

滋賀事務所

京都事務所

キンコウセーフティ(株)〔代理店〕

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2

〒564-0011 吹田市岸部南2-38-3(北部地区輸送サービスセンター内)

〒590-0985 堺市堺区戎島町4-45-1(ポルトラスタービル3階)

〒630-8231 奈良市本守町1-1(奈良上三条ビル4階)

〒640-8341 和歌山市黒田1-1-19(阪和第一ビル4階)

〒520-3047 堺東市手原3-1-25(堺東市商工会館内)

〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館内)

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2

TEL.06(6965)2824

TEL.06(6381)6544

TEL.072(231)9781

TEL.0742(90)0510

TEL.073(403)6486

TEL.077(502)0210

TEL.075(671)1894

TEL.06(6965)2561

 近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2 TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838

近畿交通共済協同組合

<https://www.kinkyo.or.jp>



自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0743—59—1701

適正化事業・巡回指導報告書(令和6年2月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和6年2月実施状況		令和5年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
8件	8件	4月	17件	8月	11件	12月	7件	
		5月	7件	9月	9件	1月	6件	
		6月	8件	10月	15件	2月	8件	
		7月	6件	11月	4件	3月	件	
98件								

令和6年2月実施結果

調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	8	0	0.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	8	0	0.0%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	8	0	0.0%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	8	0	0.0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	8	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	7	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	8	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	8	1	12.5%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	4	0	0.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	1	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	8	0	0.0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	8	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	6	1	16.7%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	8	0	0.0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	8	0	0.0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	8	2	25.0%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	8	0	0.0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	8	2	25.0%
	6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	8	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	8	1	12.5%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	8	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	7	1	14.3%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1	1	100.0%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	8	1	12.5%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	6	3	50.0%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	6	3	50.0%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	8	0	0.0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	8	0	0.0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	8	1	12.5%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	8	0	0.0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	8	1	12.5%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	2	1	50.0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	8	2	25.0%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	8	1	12.5%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	8	3	37.5%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	8	2	25.0%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	7	2	28.6%
VII. 運輸安全管理	1. 運輸安全管理の実施は適正か。	8	2	25.0%
指導件数合計		271	31	11.4%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	2件	2件	2件	件	件	件	6件
新規参入	件	件	件	件	1件	件	1件
新規(他)	1(1)件	件	件	件	件	件	1(1)件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	3(1)件	2件	2件	件	1件	件	8(1)件

() は会員外の件数です

人事のお知らせ

令和6年3月1日付

新規採用

適正化事業課

兼 労働・陸災防止対策課係員

木下 鼓太郎



トラック協会・陸災防奈良県支部

4月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
17	水	13:00～	第1回交通安全・労災防止対策委員会	奈良県トラック会館
22	月	12:00～	第1回総務委員会	奈良県トラック会館
26	金	12:00～	第294回理事会	奈良県トラック会館

5月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
24	金	13:00～	奈ト協 第51回定時総会／陸災防奈良県支部 第62回通常総会	グランドメルキュール奈良橿原

IV
体調と運転

1. 疲労と運転

1 疲労が運転に与える影響

疲れた状態でハンドルを握ると、運転に悪影響を与え、事故の大きな原因となります。

1

意識水準が低下して漫然とした状態となり、注意力や判断力が低下し見落としや見誤りが増える。

2

ハンドルやブレーキ操作などが雑になり、正確さが欠けるようになる。また、反応も鈍くなるため、動作が遅れがちになる。

3

疲れると意識がぼんやりしたり眠くなる。

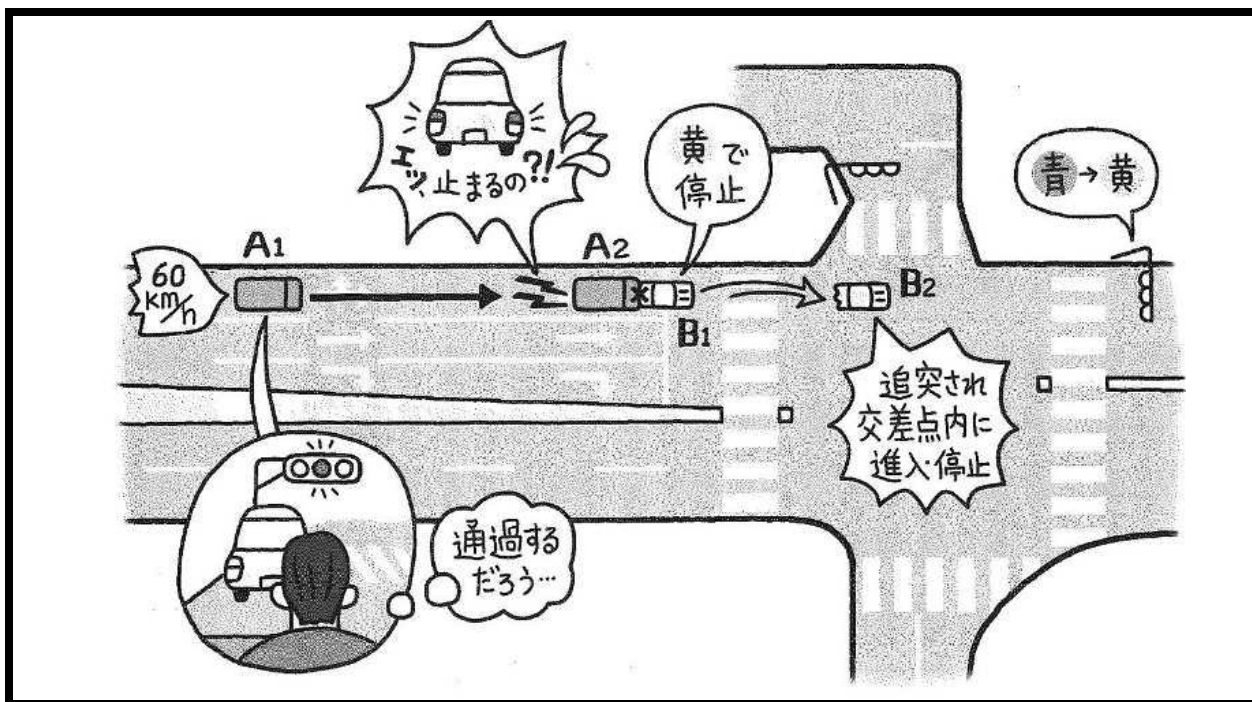
4

イライラしたり怒りっぽくなり、荒っぽい運転になりやすい。



事業用自動車事故事例 No.104

(一般貨物) 普通貨物車と軽乗用車の信号の変わり目での追突事故



事故類型・追突事故

発生日時：平日 午後

当事者A：普通貨物車 30歳代 男性

当事者B：軽乗用車 30歳代 女性

■ 事故の概要

Aは片側2車線国道の第1車線を前走車Bに追従しながら、その後方約15mを時速約60kmで進行中、前方の交差点信号が青から黄色になったのを認めました。AはB車がそのまま交差点を通過するものと判断し、減速しないまま走行したところ、B車がブレーキをかけて停止しようとしたので、慌てて急ブレーキをかけましたが間に合わず、衝突してしまいました。

追突されたBは交差点の信号が青から黄色になったのを見て、いつもと同じように30～40m手前からブレーキをかけて停車しようとしただけでした。

■ 事故から学ぶ

Aは時速約60kmで走行していたのですから、前車との安全な車間距離はおおよそ30mから45m必要といわれています。車間距離15mでは前車の急ブレーキに対抗して安全に停止できる間隔ではありませんでした。

さらに他車も同様に行動するとの勝手な思い込みにより、減速をしなかったことで追突事故を起こしてしまいました。

自分のペースだけで加速・減速/停止するのではなく、常に周りの車両や交通を意識した運転が必要です。

優良従業員表彰の推薦依頼について

奈ト協発第 255 号
令和 6年 3月11日

会 員 各 位

(公社)奈良県トラック協会
会 長 塚 本 哲 夫
(公印省略)

優良従業員表彰候補者の推薦について

5月24日(金)開催予定の当協会の定時総会(於グランドメルキュール奈良橿原(旧ザ橿原))において、会員事業者の優良従業員を会長名で表彰致したく、別紙推薦書にてFAX(0743-23-1212)で推薦頂きますようお願い申し上げます。

記

- 1 被表彰者の種類
 - (1) 運転者
 - (2) 一般従業員
- 2 推薦基準 ((1)～(3)の全てに該当する従業員)
 - (1) 成績優秀で他の従業員の模範となる者
 - (2) 同一事業者に5年以上勤務する者(基準日は総会の日)
 - (3) 過去にこの表彰を受けていない者
- 3 推薦締切日

令和6年4月17日(水)

(本件担当:山村)

紙 別

令和 年 月 日

(公社) 奈良県トラック協会会長 殿

住 所

会 員 名

代 表 者 名

印

優良従業員表彰候補者推薦書

標記について下記の者を被表彰候補者として推薦いたします。

記

氏 名	ふりがな
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日生
職 名 ○印を付けて下さい	運転者 一般従業員
勤 続 年 数	年 月
(推薦理由)	

KIT事業の案内

全国の7000社
と繋がる!
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2+のご案内

WebKIT2プラス5つの特長

輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補充しあうことが必要です。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

需給動向の把握

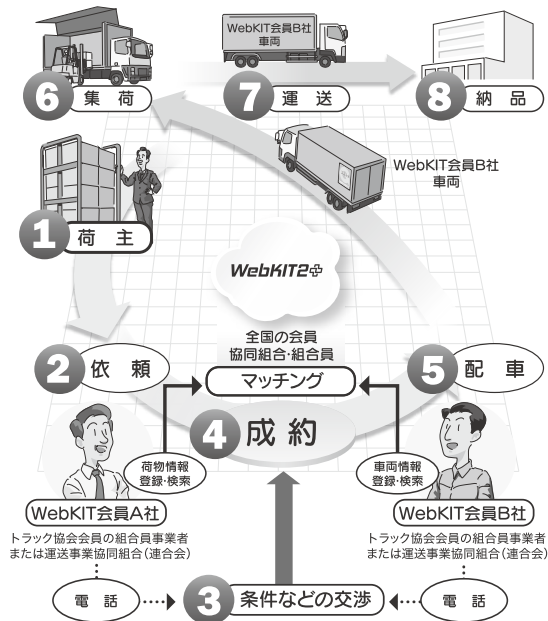
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



奈良県キット事業協同組合加入金額

組合入会金	50,000円
※入会金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	-2,000円
WebKIT2+利用料	1IDにつき2,000円

WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧ください。



右のQRコードから
動画をご覧ください。



組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売	■尿素販売
エネクスフリート軽油価格	アドブルー /
122円 (令和6年2月現在)	三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株)
ENEOSウイング軽油価格	1L=78~79円 (令和5年9月現在)
120円 (令和6年2月現在)	※支払サイト50日

奈良県キット事業協同組合加入
WebKIT2+のご利用
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会
奈良県キット事業協同組合
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15
TEL 0743-58-6080

ラッピングトラックお披露目会

日：令和6年3月25日(月)

場所：フジトランスポート(株)奈良支店駐車場

ラッピングトラック「企業立地と宿泊立地は奈良県へ号」のお披露目会が行われました。

奈良県の企業や宿泊施設の立地に対する充実したサポート体制を、県の新しい広報担当の仮想キャラクター「奈々鹿(ななか)」がアピールするものです。

奈良県産業・観光・雇用振興部 産業振興総合センター 箕輪成記所長、フジトランスポート(株) 松岡弘晃 代表取締役等が参加しました。



トラック奈良 2024年4月 第360号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200(代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

感染症防止対策

基本的な感染防止策

「換気、消毒、距離、必要な場面でのマスク着用」が、
3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)の遮断に有効です